

## 修繕仕様書

1 修繕名 みやこ図書館照明 LED 化修繕

2 修繕場所 千葉市中央区都町 3-11-3

3 修繕期間 令和 9 年 3 月 18 日まで

4 修繕概要 本修繕は、みやこ図書館の照明器具を LED 化する修繕である。

### 5 一般事項

(1) 受注者は本修繕の履行に当たり日本国の法令を順守すること。また本仕様書及び設計図面、質問回答書に定められた項目を確実に履行すること。

(2) 本仕様書に明記無き事項は、下記の資料を参考にすること。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」

(建築・機械設備・電気設備工事編) (令和 7 年版)

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」

(建築・機械設備・電気設備工事編) (令和 7 年版)

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」

(機械設備・電気設備工事編) (令和 7 年版)

(3) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。

(4) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合は、受注者がその賠償の責任を負う。

(5) 可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。

(6) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。

(7) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。

(8) 発生材は場外搬出適切処分とする。

(9) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。

(10) 本修繕の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等は、数量内訳書(参考)に記載されていないものも受注者の負担とすること。

(11) 本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。

・施工計画書(工程表、緊急連絡体制、施工方法、停電作業手順書、修繕使用部品・部材表・仕様書

(※)、産廃処分方法(運搬・処理委託先等)が分かる書類)

・施工写真(完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後)

・発生材が適切に処分されたことが分かる書類(マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等)

・試験成績書、修繕使用部品・部材表・仕様書(※)

・修繕完了後に必要となる書類(取扱説明書、完成図面等)

・その他、市担当者の指示による書類

(12) 修繕完了後の維持管理のため、(11) 記載の書類とは別に下記書類を市担当者へ提出すること。

(※が記載されている書類は修繕の内容により提出すること)

・完成図面 ・施工写真 ・試験記録(※) ・機器完成図、取扱説明書(※)

・官公庁申請書類関係(施設に原本を保管する書類は別冊とし、原本を提出すること)(※)

## 6 特記事項

(1)

交換品の撤去・処分は本修繕を含む。

(2)

ケーブルは全て既設再使用とすること。

(3)

修繕完了後には必要な試験を行うこと。

(4)

その他、本修繕に必要な費用(搬出入費、処分費等)も受注者の負担とする。

(5)

施設管理者・所管課担当者と事前に十分な打合せを行い、支障となる物品等の移動の要望ならびに作業の周知の依頼を早めに行うこと。

(6)

移動書架の修繕については、製造元の日本ファイリング株式会社に確認しながら行うこと。

(7)

作業日時は、事前に施設管理者と協議の上、作業手順等を関係者と調整し、支障のないよう実施すること。

## 7 修繕内容

みやこ図書館の照明器具をLED化・・・一式

付属修繕

1階ホール自動ドア接地修繕・・・内側扉・外側扉 各1か所

天井補修・・・1階一般開架室 1か所

1階新聞雑誌コーナー 1か所

2階管理作業スペース 1か所

詳細は修繕仕様書別紙を参照

## 8 添付資料(修繕仕様書別紙)

修繕仕様図面